

コンプライアンス推進に係る平成30年度の取組について

(平成30年5月1日 行政経営課作成)

1 目的

平成28年度に職員の不適切な事務処理が続けて明らかになったことを契機とし、全ての職員が法令等を遵守し、及び事務を適正に執行し、並びに誠実かつ公平な職務の遂行を推進するとともに、組織の秩序を維持するための庁内組織として、「秦野市コンプライアンス推進委員会」を設置した。その後策定した基本方針及び個別の再発防止策に基づき、コンプライアンス推進体制を構築し、継続的な取組みを通じて、職員の意識改革を行い、生じるリスクを最小限に抑えることを目的とする。

2 組織の設置

秦野市コンプライアンス推進規則に基づき、次の組織を設置している。

組織名	所掌事務
秦野市コンプライアンス推進委員会（常設）	基本方針及び再発防止策の策定に関すること。
リスクマネジメント部会（常設）	(1) 本市のコンプライアンス推進に関する基本方針の策定に関すること。 (2) 基本方針の具体的取組の進行管理に関すること。
調査部会（必要の都度）	個別の事案に関する調査及び再発防止策の素案策定に関すること。

3 委員の構成

(1) 推進委員会

委員長：政策部を担当する副市長

副委員長：上記以外の副市長

委員：部局等の長（行政委員会の事務局長を含む。）

※行財政経営最適化委員会最適化推進部会と同じメンバーとする。

※上記のほか、参考人として他の職員及び職員以外の者（弁護士等）の出席を求めることができるものとする。

(2) リスクマネジメント部会

委員長から指名された委員又は職員が部会長又は副部会長となり、職員のうちから委員長が委員会の意見を聴いて指名した者が部会員となる。委員外の職員が部会員に指名された場合においては、臨時委員とみなす。

【部会の構成】

部会長	：	行政経営課長
副部会長	：	人事課長
部会員	：	文書法制課長、情報政策課長、財政課長、資産経営課長、 契約課長、広報課長、市民相談人権課長、くらし安全課長、 経営総務課長、消防総務課長、会計課長

(3) 調査部会

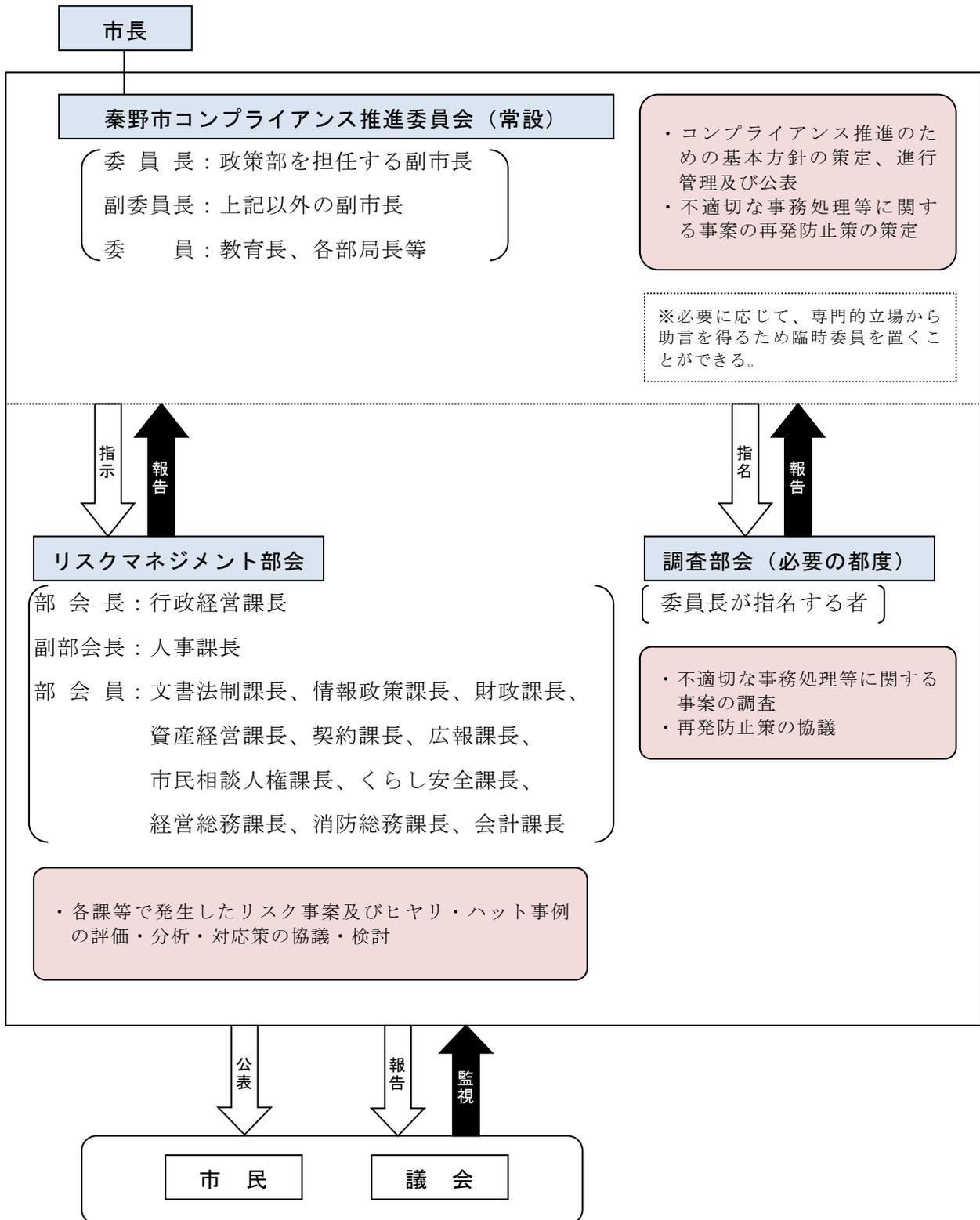
個別事案ごとに委員長から指名された委員が部会長となり、職員のうちから指名された者が部会員となる。委員外の職員が部会員に指名された場合においては、臨時委員とみなす。

(4) 事務局

政策部 行政経営課（委員会（基本方針）及びリスクマネジメント部会（進行管理）を主管）

市長公室 人事課（調査部会（再発防止策）を主管）

【秦野市コンプライアンス推進体制】



4 会議の開催経過（平成28年度～）

【平成28年度】

会議名	期 日	議事等
第1回コンプライアンス推進委員会	平成29年 1月5日（木）	(1) コンプライアンス推進に係る取組について (2) 調査部会の設置について
第1回調査部会	1月19日（木）	(1) 調査部会の組織等について (2) 部会長職務代理者の選出について (3) 事案の調査及び再発防止策について
第2回調査部会	1月30日（月）	(1) 各事案の再発防止策について
第2回コンプライアンス推進委員会	2月7日（火）	(1) 調査部会からの報告について (2) 再発防止策について
第3回調査部会	2月14日（火）	(1) 事案の調査及び再発防止策について
第4回調査部会	2月20日（月）	事案の再発防止策について
第3回コンプライアンス推進委員会	3月17日（金）	(1) 調査部会からの報告について (2) 再発防止策（素案）について

【平成29年度】

会議名	期 日	議事等
第1回コンプライアンス推進委員会	平成29年 4月25日（火）	1 議事 第1号公共下水道大根・鶴巻処理区枝線整備工事の施工監理等に係る不適切な事務処理について 2 報告事項 (1) 再発防止への取組みの対応状況について (2) 工事関係通知の徹底について (3) 秦野市伊勢原市環境衛生組合における補助金の返還について
第1回調査部会	5月8日（月）	(1) 調査部会の組織等について (2) 部会長職務代理者の選出について (3) 事案の調査及び再発防止策について

会議名	期 日	議事等
第2回調査部会	5月19日(金)	調査事案に係る再発防止策について
第2回コンプライアンス推進委員会	8月1日(火)	本市のコンプライアンス推進に係る取組について (1) 今後の取組み及びその課題について (2) 地方自治法上の内部統制制度の概要について (3) 基本方針の策定について
第3回コンプライアンス推進委員会	10月6日(金)	基本方針等の策定について
第1回リスクマネジメント部会	10月26日(木)	(1) 「秦野市コンプライアンス推進基本方針」の策定等について (2) リスクマネジメント部会の進め方について
第4回コンプライアンス推進委員会	11月2日(木)	不適切な事務処理事案等について (1) 工事発注に係る落札決定の取消しについて (2) 介護保険料の賦課決定誤りについて (3) 事務処理のルールによらない物件補償契約締結について
第3回調査部会	11月9日(木)	(1) 調査部会の組織等について (2) 部会長職務代理者の選出について (3) 事案の調査及び再発防止策について
第4回調査部会	11月20日(月)	事案に係る再発防止策について
第5回コンプライアンス推進委員会	11月29日(水)	(1) 調査部会からの報告について (2) 再発防止への取り組み(素案)について
第2回リスクマネジメント部会	12月28日(木)	(1) リスクマネジメント部会での協議事項及び進め方について (2) 「秦野市コンプライアンス推進基本方針」等の素案策定について (3) 平成28年度各課等で発生したリスク事案について

会議名	期 日	議事等
第 6 回コンプライアンス推進委員会	平成 3 0 年 1 月 2 3 日 (火)	1 議事 (1) 調査部会からの報告について (2) 再発防止への取り組み (素案) について (3) 秦野市コンプライアンス推進基本方針 (素案) について 2 報告事項 平成 2 8 年度インシデント・アクシデント事例一覧について
第 5 回調査部会	1 月 1 6 日 (火)	調査事案に係る再発防止策について
第 3 回リスクマネジメント部会	1 月 2 2 日 (月)	1 議事 「コンプライアンス推進基本方針に基づくリスクの確認」の実施等について 2 報告 秦野市コンプライアンス推進基本方針 (素案) について
第 7 回コンプライアンス推進委員会	2 月 8 日 (木)	「コンプライアンス推進基本方針に基づくリスクの確認」の実施等について

5 平成 3 0 年度に予定する取組み

(1) コンプライアンス推進基本方針に基づくリスクの確認

平成 2 8 年度の事務事業における点検結果及びその対応並びにヒヤリ・ハット事例については、各課等から提出を受けた報告に基づき、リスクマネジメント部会での評価・分析及びリスク防止策の検討を経て、発生リスクの検証結果を「インシデント・アクシデント事例集」として取りまとめた。各部課等に対してフィードバックするとともに、各リスクマネジメント主管課において必要な対応を行うものとした。

平成 2 9 年度末に、秦野市コンプライアンス推進基本方針の目的に基づき、潜在的リスクを最小化するため、各部課等に対し、自らのリスクを確認した結果について報告を求めた。各部課等から提出を受けた報告については、今年度、リスクマネジメント部会において評価・分析及びリスク防止策の検討を行い、コンプライアンス推進委員会の協議を経て、取りまとめ結果を各部課等にフィードバックし、情報共有と点検・対応を求めることとする。

【今後のスケジュール】

時 期	会議等	内 容
5月1日（火）	第1回コンプライアンス推進委員会	平成30年度の取組みについて
5月16日（水）	第1回リスクマネジメント部会	各部課等から提出を受けた報告について、評価・分析及びリスク防止策の検討
6月	第2回リスクマネジメント部会	平成29年度インシデント・アクシデント事例一覧の検証結果について、内容の確認
7月以降	第2回コンプライアンス推進委員会	平成29年度インシデント・アクシデント事例一覧の検証結果について、内容確認及び承認
⇒各部課等へフィードバックする。		

(2) アクシデント発生時の報告体制の構築

市が実施する事務事業（委託業務、発注工事、指定管理業務等を含む）に係るアクシデントのうち、市民の生命、身体、財産に被害に及ぶなど直接市民生活に影響を与えるおそれのあるものについて、秦野市コンプライアンス推進基本方針に基づき、すみやかに報告を受け適切な初動対応を実施する必要がある。リスクを最小限に抑えることを目的として、アクシデント発生時の報告体制について協議する。

なお、すでに施行されている規程等（秦野市職員倫理規程、秦野市公益通報の処理手続等に関する規程、秦野市情報セキュリティポリシー等）との整合性を図りながら、体制を整備する。

(3) 業務プロセスに係る内部管理体制の構築

職場のリスクマネジメントを推進するには、前提として業務プロセスの明確化が必要となる。各課等で発生したリスク事案及びヒヤリ・ハット事例については、その洗い出しを行うとともに、そのリスクコントロールを明確にし、適正な職務権限の行使と職務分離が可能となるよう、業務プロセスの改善が求められる。

より効果的な体制づくりに向けて、リスクマネジメント部会を中心とした業務プロセスに係る内部管理体制についての協議を行う。

【今後のスケジュール】

時 期	会議等	内 容
7月以降	第3回リスクマネジメント部会	具体的な制度設計について検討を進める。 (運用時期、照会項目等)

6 今後の課題について

地方自治法の改正で、内部統制に関する規定が定められた（施行は平成32年4月1日）ことから、その制度との整合を図る必要性について、次のとおり検討を行う。

- ① 秦野市コンプライアンス推進委員会での進行管理に「評価」（内部評価）を加え、報告書としてまとめる。
- ② 内部評価に加え、「外部評価」の必要性について検討が必要
※ 監査に付し、議会に提出するため、不要とも考えられるが、外部の視点を入れることは重要
- ③ 報告書を監査委員の審査に付すこと。
- ④ 報告書について、監査委員の意見を付けて議会に提出すること。（→報告として、議会に提出）
- ⑤ 報告書は公表すること。（→公示するとともに、広報・HPなどでも公表）

□ 地方自治法上の内部統制制度の概要（平成32年4月1日施行）

- 1 都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備する。
※ その他の市町村長は努力義務
- 2 内部統制方針とは、次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針
 - (1) 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
 - (2) その他、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として知事又は市町村長が認めるもの
- 3 知事又は市町村長は、内部統制に関する方針を定め、又は変更したときは、公表しなければならない。
- 4 知事又は市町村長は、毎年度1回以上、内部統制に関する方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。
- 5 知事又は市町村長は、内部統制に関する方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出し、かつ、公表しなければならない。

【参考：改正地方自治法】



第150条 都道府県知事及び第252条の19第1項に規定する指定都市

(以下この条において「指定都市」という。)の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

- (1) 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの
- 2 市町村長（指定都市の市長を除く。第2号及び第4項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- (1) 前項第1号に掲げる事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも1回以上、総務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
- 6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
- 7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 8 都道府県知事等は、第6項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。
- 9 前項各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。